

教職員の懲戒処分公表資料

平成31年2月28日
学校企画課
担当者 堀^{ほり} 康弘^{やすひろ}
電話 0852-22-5422

教職員による道路交通法違反について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

- (1) 校名 浜田市立周布小学校
- (2) 職名 講師
- (3) 氏名 森口 恵里
- (4) 年齢 34歳
- (5) 性別 女

2 処分内容 懲戒処分「免職」

3 処分期日 平成31年2月28日

4 事実概要及び処分理由

当該講師は、平成30年11月10日（土）午後7時30分頃から翌11日（日）午前1時過ぎまで江津市内の飲食店2店舗において知人と飲酒をし、その後、自家用車内で仮眠を取り、午前3時頃、自宅に向かい自家用車を運転した。浜田市内国道186号今宮トンネルを通過した際、ハンドル操作を誤り、中央分離帯に衝突した。衝突後の警察による飲酒検知の際、当該講師は警察官の公務を妨害したとして、午前5時4分、現行犯逮捕された。当該講師には、平成31年2月14日、酒気帯び運転による行政処分（運転免許取消）が執行された。

交通法規の遵守、とりわけ飲酒運転の追放は全県民の願いであり、公立学校の教職員として児童・生徒の教育に携わる者が、係る行為におよんだことは、学校及び教職員全体に対する信頼を著しく損なうものであって、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものである。

5 その他

当該講師の勤務校の管理職に対しては、その管理責任を問い、浜田市教育委員会において、校長に対して文書訓告、教頭に対して口頭訓告が行われた。